

国不建第 2 1 2 号  
令和 8 年 3 月 3 1 日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いについて（通知）

令和 8 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間において同令第 4 条の規定に基づく協議が整いましたので、参考にされたく通知します。

また、使途拡大の適用対象となる前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）は、平成 2 8 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金となり、令和 7 年度以降、これまで特例措置であったものを恒久化することとされておりますので、引き続き適切に対応されるようよろしくお願いします。

なお、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。